

質問及び回答書一覧

業務名：高松市美術館オンラインチケットシステム等導入業務委託

No.	質問事項	回答
1	仕様書 1 (7) キ納品成果物に、「プログラム一式」「ソースコード」を成果物として納品するとの記載がありますが、オンラインチケット、POS システム共に、高松市美術館様にスクラッチで開発するものではないため、納品することが出来ません。要件定義書、基本設計書（外部設計書）、ネットワーク要件書についても、同様の理由で、成果物として納品することが出来ません。これらの納品は、必須となりますでしょうか。	仕様書 4 ページ 1 (7) キ (ア) 成果物の納入とその時期 納入成果物の「要件定義書」「基本設計書（外部設計書）」「プログラム一式」「ソースコード」「ネットワーク要件書」の納入の有無については、受託候補者の決定後、受託候補者と協議して決定します。
2	実施要領 3 ページ 6 (1) エ 財務諸表等について、他の自治体様の入札・公募の際には、当社の本決算時点での、決算サマリーを財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の代替書類として提出しておりますが、それでよろしいでしょうか。	実施要領 3 ページ 6 (1) エ 財務諸表等については、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の代替書類として、決算サマリーの提出でも可とします。
3	配布資料の「提案書」様式について、本様式は提案書の表紙（鑑文）として使用し、提案内容については実施要領 8 (4) に記載のとおり任意様式で作成する認識でよろしいでしょうか。	配布資料の「提案書」様式については、表紙（鑑文）として使用し、提案内容については、実施要領 5 ページ 8 (4) に記載のとおり任意の様式で 15 ページ以内で作成してください。

4	仕様書に記載の POS 端末用タッチモニターについて、以下の認識でよろしいでしょうか。 ・ワイド液晶、スクエア型の指定はありますでしょうか。 ・13 インチ以上以外にサイズや形状の制約はありますでしょうか。 ・解像度等に関する指定要件がありましたらご教示ください。	仕様書 19 ページ 別紙 3 の表 No. 1 の POS 端末「オペレータディスプレイ」の仕様について、ワイド液晶、スクエア型の指定はありません。 また、サイズは 13 インチ以上とし、形状及び解像度の指定はありませんが、白黒モニターや一度に表示できる情報量が少ないもの等、その他視認性の低いものは、劣位と認めます。
5	カスタマーディスプレイの要件について別紙 2 および別紙 3 において、カスタマーディスプレイにて「購入内容」および「券種、金額等」が確認できるとありますが、表示内容について、以下の要件がございましたらご教示ください。 ・漢字表示は必須か ・表示文字数に関する要件があるか また、上記以外に表示が必要な項目がございましたらご教示ください。	仕様書 15 ページ 別紙 2 の表 No. 1 の観覧券発券及び、仕様書 19 ページ 別紙 3 の表 No. 1 の POS 端末「カスタマディスプレイ」について、漢字表示及び表示文字数に関する要件については、特に指定はありませんが、視認性が高くユニバーサルデザインに配慮した表示を優位とします。
6	図録及び関連グッズ販売の運用について観覧券販売窓口とミュージアムショップは同一会計での運用を想定されていますでしょうか。 また、観覧券と図録・関連グッズを同時に購入する運用を想定されていますでしょうか。	観覧券販売窓口と、ミュージアムショップは、同一会計での運用を想定しています。 また、観覧券と図録・関連グッズを同時購入できる運用を想定しています。

7	取扱商品の規模について図録及び関連グッズの取扱商品数（概数）をご教示ください。 また、企画展等に伴う商品追加・入替は年間どの程度発生しますでしょうか。	今後、関連グッズ等商品数について拡充検討していますので、以下、現在数よりも大幅に増加見込みです。 現在、使用中の POS レジでは、図録と関連グッズの登録数が約 60 件です。ただし、同じアイテムでも、現金払い、キャッシュレスなど複数の区分に分かれています。 また、企画展等に伴う商品追加・入替は、年間約 10 件発生しています。ただし、商品の名称変更や金額変更については、年間約 40 件発生します。
8	提案書は 15 ページ以内とありますが、表紙・目次は 15 ページに含まないということでしょうか。	実施要領 5 ページ 8（4）ア提案書の書式等については、表紙・目次等は 15 ページに含み、「提案書」様式（鑑文）を含まず作成してください。
9	機能要件確認書のオンラインチケット No.18 にある「クレジットカード決済にかかる手数料率」を回答する質問がありますが、一般的にオンラインチケットは決済手数料を含む販売手数料を提示しておりますので、販売手数料を提示するということでしょうか（決済種別にかかわらず、販売手数料をご提示いたします。） また、手数料率は、機能要件確認書に記載するだけでよろしいでしょうか。	①オンラインチケットの販売手数料については、販売数量（枚数）にかかるものか、売上金にかかるものを明示してください。 ②手数料率については、機能要件確認書だけでなく、提案書にも記載してください。 ③また、販売手数料は、システム運用会社又は決済代行者等、支払先を明示し、計算方法も併せて明示してください。
10	要件確認書の POS システム No.17-19 について、キャッシュレス決済は高松市美術館と決済代行会社間の契約と捉えており、当社が契約当事者に入ることは想定しておりません。よって、No.17-19 の質問についてはご回答しますが、参考見積としてお考えいただきますよう、お願いいたします。	決済代行者の選定は、本仕様の範囲内です。契約は、本市と決済代行会社の間で締結しますが、貴社が選定する事業者から提出された参考見積も審査対象となりますので、誤りのない正確な金額で御記入ください。

11	実施要領 8 (3) カにある業務実施体制及び実施調書についてですが、他自治体との契約における守秘義務がございますので、導入実績はご提示させていただきますが、契約書の提出は参加表明書提出時にご提出させていただいたものだけとし、その他業務実績についての契約書提出は、控えさせていただくということで、ご承知おきいただけますよう、お願いいたします。	実施要領 5 ページ 8 (3) カの契約書の写しの提出については、実績調書の内容を確認するためのものなので、守秘義務に該当する部分を黒塗りにする等してご提出ください。
12	参考見積書に含むもの、含まないものの線引きは下記のとおりで間違いないでしょうか。また、含まれないものについては、機能要件確認書に記載するだけで良いのでしょうか。 含むもの ・POS レジ機器（一式）、POS レジ発券機器、自動釣銭機、決済端末 ・オンラインチケット導入初期費用 （2027 年 2 月 8 日納期） ・導入にかかわるテスト、ドキュメント作成、搬入・設置、研修費用 ・上記にかかわる諸費用 含まれないもの ・オンラインチケットの販売手数料（本質問票 No.2） ・オンラインチケットの月額サービス利用料 ・キャッシュレス決済に係る手数料 ・システム利用に係る月額使用料 ・次年度以降の機器保守料・運用保守料	貴社から「含まれないもの」とされているものについては、参考見積書に含まれていないことを明示してください。 また、「含まれないもの」とされているものについては、機能要件確認書及び提案書にその内容と金額を記載してください。

13	実施要領 2（4）イにある「通信費等システム利用に必要な経費と基本的な保守費用は含まない」とありますが、具体的に含まない保守費用とは何を指しておりますでしょうか。	実施要領 2（4）イ記載の「含まない経費」とは、初期導入経費以外のランニングコスト全てを指します。
14	実施要領 8（3）エに記載のある「取扱手数料」とは、POS システムを利用した場合の決済手数料ということでしょうか。	実施要領 8（3）エの取扱手数料とは、オンライン販売にかかる販売手数料+POS システムのキャッシュレス決済手数料その他を示し、基本料金が別途発生する場合も含めて総合計費用とし、内訳金額も記載してください。
15	POS レジにて利用するキャッシュレス決済端末のメーカー・品番は、当方にて選定・提案するということでしょうか。	キャッシュレス決済端末のメーカー・品番については、運用実績のある信頼性の高い機種を提案してください。
16	仕様書 2（1）オに展覧会入場者数等のデータが 5 か年分あるが、入場者数が有料・無料の合計となっている。有料と無料のおおよその比率、また有料の場合でも 20%引きとなる団体が有料の何%を占めているか。正確でなくてもよいので、目安となる比率等を提示していただきたい。	以下は目安であり、参考として提示します。 仕様書 2（1）オ（参考）展覧会入場者数等の有料・無料の内訳ですが、おおよそ 1：1 になります。 また、有料のうち 20%引きとなる団体は、令和 7 年度実績においては、約 1%です。
17	図録・関連グッズ販売について、今回導入するチケット販売システムの対象外であり、ミュージアムショップ等で別運用される認識で相違ないでしょうか。	図録・関連グッズ販売については、ホームページに掲載の質問 6 の回答のとおり、観覧券販売窓口とミュージアムショップは同一会計での運用を想定しているため、POS システム上でも分けることなく集計するものと考えています。

18	納品成果物に関しまして納品時期が決められておりますが、こちらの納品時期について納品タイミングを別途調整させていただく事は可能でしょうか	納品成果物の納品時期については、受託候補者の決定後、受託候補者と協議して決定します。
19	契約条件、支払い条件に付きましてネットワーク工事および電気工事は審査対象とするとの記載がございました。 こちらに関してはご提案書に記載する４ネットワーク構成、機器構成の内容でご判断されるという認識で正しかったですでしょうか	仕様書３ページ１（７）エ及び機能要件確認書POSシステムの２５により、提案の内容を確認します。
20	稼働スケジュールとして２月９日より既存システムと並行してテスト運用を実施する事が可能な環境の構築とありますが、窓口システムなど仮導入できるスペース、及びネットワークがご用意されている認識で正しかったですでしょうか。実際に既存システムとの機器の入れ替え、設置作業はいつ頃の実施となりますでしょうか。	仮導入のスペース及びネットワークについては、受託候補者の決定後、受託候補者と協議し、令和９年１月末を目途にネットワーク工事を終了させる予定です。 また、既存システムは令和９年２月２８日まで使用するため、入替及び設置作業は、２月２８日（日）の閉館後又は３月１日（月）の予定です。
21	キャッシュレス決済の手続きに関しまして、３月１日に運用開始までに準備するとの事ですが、システム開発の契約後、９月中でのキャッシュレス決済の利用申請は可能でしょうか。 ※支払方法によっては、３～４カ月程度審査が必要な場合があります。	キャッシュレス決済の手続については、受託候補者の決定後、受託候補者と協議した上で、本市関係部署との調整も必要となりますので、９月中でのキャッシュレス決済の利用申請は確約できません。

22	質問 20 と重複しますが、研修について研修会場と記載されておりますが、こちらにて試用環境の機器類が設置される認識で正しかったでしょうか。 そちらにはネットワーク、機器が設置できる環境で正しかったでしょうか。 ※キャッシュレス端末の契約状況によっては間に合わない可能性があります、問題ございませんでしょうか（審査完了後にキャッシュレス端末が送付されるため）。	研修会場のネットワーク環境は、本番と異なる場合があります。 研修会場に実機デモ機等を持ち込めない場合は、実機の映像を共有する等、画面上で動作確認できるよう対応をお願いします。
23	オンラインチケット販売システムの要件、及び POS システムの要件に関して A 必須となっている項目について一部満たせないものが出る可能性があります。 必須条件が一つでも満たせない場合審査対象外となりますでしょうか	機能要件確認書において、対応区分◎について対応可否×となる場合は、代替の手段の提案をお願いします。 対応できない要件については、減点での審査となります。
24	上記に関連して、キャッシュレス端末の取消や返金処理について POS システムと連動動作できる事となっています。 キャッシュレス端末の返金に関して、決済方法によってはそもそも返金できないもの、又は直前に決済したものしか返金できないというものがあります。 又、クレジットカードの場合、返金する際には必ず利用したクレジットカードを用意いただく必要があります。 お客様への返金を優先する場合、システム連動せずに異なる支払方法（現金）でも返金できるようにする方が良いかと考えますが如何でしょうか	現在のキャッシュレス端末の取消や返金処理については、決済方法により異なり、取消できないもの、直前であれば取消可能なもの、クレジットカードの場合はお客様のカードが必要になります。 なお、返金方法については、本市の会計処理のルールに合わせた運用を予定していますので、受託候補者の決定後、受託候補者と協議します。

25	仕様書 3 ページ(7)「キ」(ア)について、開発を伴わない提案を検討しております。その場合、以下の納入成果物については提出不要との認識でよろしいでしょうか。 ・ 要件定義書 ・ 基本設計書（外部設計書） ・ プログラム一式 ・ ソースコード	仕様書 3 ページ 1（7）キ（ア） 「要件定義書」「基本設計書（外部設計書）」 「プログラム一式」「ソースコード」の納入の有無については、ホームページに掲載の質問 1 の回答のとおり、受託候補者の決定後、受託候補者と協議して決定します。
26	仕様書 1 ページ 1(2)「イ」に記載の導入効果「データのリアルタイム分析」について、具体的な要件をご教示ください。リアルタイムで取得・分析する対象データ、分析内容、および期待される活用方法についてご教示いただけますでしょうか。	仕様書 1 ページ 1（2）導入効果のイ「データのリアルタイム分析」については、少なくとも観覧券の発券、精算、売上集計、売上分析及び券種別の入場者数を想定し、会期中の実績集計、広報等に活用します。
27	仕様書 3 ページ(7)「イ」に記載のオンラインチケット販売について、販売開始時の Web ページ作成は、貴施設から必要な情報や素材をご提供いただき、それらを基に受注者が協力して作成する認識でよろしいでしょうか。また、導入後に Web ページの編集が必要になる場合は、貴施設にて実施されとの認識でよろしいでしょうか。	Web ページ作成については、本市で情報等の現有素材は提供しますが、受託者に責任を持って作成いただきます。 ただし、導入後の Web ページの編集については、オンライン決済に直結するものを除いて本市で編集可能と想定しています。
28	仕様書 3 ページ(7)「オ」に記載の試行運転期間中に実施する操作研修等については、「7 研修の実施」に記載の令和 9 年 2 月 15 日に実施する研修 1 回を想定しているとの認識でよろしいでしょうか。 また、複数回の実施を想定されている場合は、令和 9 年 2 月 15 日に実施する研修と同等の内容を複数日に分けて実施する想定でしょうか。それとも、対象者や目的に応じて異なる内容の研修を実施する想定でしょうか。	現時点で、研修実施日は仕様書 9 ページ 7（1）（2）に記載のとおり、令和 9 年 2 月 15 日の 1 回と想定していますが、欠席等により、随時追加で研修を依頼する場合があります。

29	仕様書 3 ページ(7)「キ」に記載の納入成果物について、以下の認識でよろしいでしょうか。 ・研修テキスト:研修時に使用するテキスト ・操作手順書:システムの操作方法をまとめたもの ・運用手順書:運用方法をまとめたもの なお、研修テキストと操作手順書につきましては、マニュアルとして一つにまとめて提示することを検討しております。その形でご提示させていただいてもよろしいでしょうか。 運用手順書につきましては、別途作成いたします。	仕様書 3 ページ 1 (7) キ (ア) の表中、成果物の納入とその時期について 「研修テキスト」と「操作手順書及び運用手順書」の内容に記載のとおりです。 また、研修テキスト、操作手順書及び運用手順書の納品方法については、受託候補者との協議により決定します。 なお、研修テキストと操作手順書をマニュアルとして一つにまとめることは問題ありませんが、納入時期について、研修の実施前又は納品時のいずれか「早い方」で納入していただくことになります。
30	仕様書 3 ページ(7)「キ」に記載の「緊急時対応手順書」については、想定される主な問合せと対応方法をまとめた内容での提出との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	仕様書 5 ページ 2(1)「オ」について、有料来場者数の年間実績をご提供いただくことは可能でしょうか。	仕様書 5 ページ 2 (1) オ (参考) 展覧会入場者数については、ホームページに掲載の質問 16 の回答のとおりです。
32	仕様書 5 ページ 2(1)「オ」について、可能であれば、窓口における決済件数および決済金額をご教示いただけますでしょうか。 ご教示いただけましたら、決済代行会社より、より精査したお見積りを提出させていただきます。	令和 7 年度の窓口におけるクレジットカード、電子マネー、現金の割合は、以下のとおりです。 ・クレジットカード 23.2% ・電子マネー 13.2% ・現金 63.6%

33	仕様書 6 ページ(2)「ウ」について、観覧券以外に販売する商品（物販等）についても、本システムで売上管理を行う想定でしょうか。対象となる商品がある場合は、その内容についてもお教示ください。	仕様書 6 ページ 2（2）ウ 観覧券以外の販売業務についても、本システムで売上管理を行う想定です。 対象商品については、仕様書に記載のとおり、定期観覧券、図録及び関連グッズ等です。
34	仕様書 6 ページ(2)「ウ」について「定期観覧券」とは、高松市塩江美術館が主催する展覧会との共通定期観覧券という認識でよろしいでしょうか。 共通定期観覧券については、窓口の POS 端末にて、二次元コードを付与しない形で発行することを想定しております。この認識で問題ないでしょうか。 また、今後、不正防止につながる観点での発行が可能となる拡張性を備えている場合、提案上の評価対象(加点要素)となりますでしょうか。	定期観覧券とは、高松市美術館及び高松市塩江美術館主催の展覧会を、購入日から 1 年間何度でも鑑賞できる共通定期観覧券のことです。 共通定期観覧券は、現状紙カードですが、二次元コード等を使用したスマートフォンで共通定期観覧券を購入できる仕組みがあれば加点評価対象とします。 共通定期観覧券については、観覧券と同様に Web と本市美術館窓口で販売し、管理できる想定とします。 不正防止等の拡張性を備えている場合は、加点要素となりますので、提案書に記載してください。
35	仕様書 9 ページ「6」に記載の「開発及び改修が伴うシステムについては単体テスト及び結合テストを行うこと」について、パッケージソフトウェアを導入し、個別の開発・改修を伴わない場合は、パッケージの設定内容を踏まえたテストを実施し、そのテスト内容および結果を提出することで要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	御提示いただいた代替案で問題はないと考えます。 ただし、その前提として、当該パッケージソフトウェアが、他の自治体施設で導入され安定的に動作していることを「業務実施体制及び実績調書」で確認する必要があります。

36	仕様書 9 ページ「7(3)」に記載の研修テキストについては、50 部の印刷物ではなく、電子データで提出する運用でも差し支えないでしょうか。	仕様書 9 ページ 7 研修の実施 (3) 研修テキストにもあるように、研修に使用するテキストは受託候補者様が 50 部作成することになっており、あわせて仕様書 4 ページ 1 (7) キ (イ) の納入方法のとおり、電子媒体及び紙媒体で 1 部納品していただく必要があります。
37	仕様書 9 ページ「8(2)ア」に記載の「作業依頼」とは、具体的にどのような作業を想定されておりますでしょうか。 なお、不具合対応ではなく、通常運用における設定変更やデータ登録等の作業については、基本的に施設様にて実施いただく運用を想定しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	(前段) 職員がシステムの導入直後で操作に不慣れなため発生する障害や不具合へ対応していただくための作業を想定しています。 (後段) 仕様書 9 ページ 8 (2) ア、イ及び (3) のア～キについて、高松市美術館が行う作業がある場合は、作業内容を提案書等に明示してください。
38	仕様書 10 ページ「8(3)イ」に記載の「システムの軽微な修正」とは、保守対応の範囲として想定される設定変更や不具合修正等を指すとの認識でよろしいでしょうか。具体的な対象範囲についてご教示ください。	軽微な修正とは、オンサイト保守には至らないものを想定しています。 例えば電話やメールでの指示で復旧が可能なもの等が対象範囲と想定しています。
39	仕様書 10 ページ「8(3)カ」については、ソフトウェアまたはハードウェアの不具合により、観覧券の販売や入場チェックが実施できない状態に代替機を貸し出す、との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

40	仕様書 10 ページ「9(2)」について、「庁内」とは高松市美術館の建物内ではなく、高松市庁舎等の別施設を指すとの認識でよろしいでしょうか。 WEB チケットの販売データ連携等を行うため、高松市美術館においてインターネット接続が必要となります(グローバル IP アドレス必須)。 また、リモート保守を実施するため、VPN を利用したネットワーク接続は可能でしょうか。	(前段) 仕様書 10 ページ 9 制約条件の(2)中、本市の庁内ネットワークとは、高松市美術館と高松市役所本庁舎間を結ぶネットワーク(L G W A N)を想定しています。 (中段) 受託候補者が指定したネットワーク環境を、遅くとも令和9年2月7日(日)までに構築します。 (下段) リモートで対応可能な保守内容については、VPN によるネットワーク接続を認める予定です。
41	別紙 1【オンラインチケット販売システムの要件】12 ページ「1」に記載の「即時に購入データ等の修正・更新」とは、具体的にどのような運用やケースを想定されておりますでしょうか。対象となるデータおよび修正・更新の内容についてご教示ください。	自然災害など、チケット購入者にとって不可抗力な事態が発生した時や突発的な事案により、発券を停止する場合等を想定しています。
42	別紙 1【オンラインチケット販売システムの要件】12 ページ No.1 に記載の「ランディングページを作成」とは、利用者が 1 つの Web ページから販売対象の商品を選択し、各商品の購入画面へ遷移できる構成であれば要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

43	別紙 1【オンラインチケット販売システムの要件】13 ページ No.2 について、無料イベントについてもチケットを作成し、POS および Web ページを通じて受付（発券）を行う運用を想定されているとの認識でよろしいでしょうか。 また、無料券を発券する運用を想定されている場合、年間の発券実績（発券枚数）についてご教示ください。	（前段） お見込みのとおりです。 （後段） この数年、無料券の発券実績はございません。 また、美術館内でのイベントは1公演当たり200人程度の来客が見込まれ、年間数回程度の開催を見込んでいます。
44	同一日に、展覧会とイベントを合わせて3件以上開催され、それぞれでチケットの二次元コード読取りが必要となる運用は想定されていますでしょうか。 読取り端末の必要台数を検討するため、同時に二次元コード読取りが必要となる最大会場数または最大運用数についてもご教示ください。	仕様書7ページ3（4）入場チェック端末が2台のため、同時に2会場での開催が最大と考えます。
45	別紙 1【オンラインチケット販売システムの要件】13 ページに記載の「日時指定券の利用有無及び時間毎の上限枚数の設定は、展覧会ごとに設定変更が簡易にできるようにすること。」について、販売開始後や開催期間中に日時指定券の利用有無や上限枚数を変更する運用も想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです、
46	別紙 1【オンラインチケット販売システムの要件】13 ページに記載の「予め設定したスケジュールに応じて、販売内容、販売開始や終了、販売価格（前売価格から当日価格 等）等が自動的に変更・反映されること。」について、前売券と当日券を別券種として作成し、それぞれ販売期間を設定することで要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

47	別紙 1【オンラインチケット販売システムの要件】14 ページに記載の「システム更改時において円滑にデータ移行ができるよう、システムで管理するデータを汎用的なデータ形式で出力できるようにすること。」について、「システムで管理するデータ」とは、具体的にどのようなデータを想定されておりますでしょうか。 また、データ出力については、CSV 等の汎用的なデータ形式で出力できれば要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。それとも、特定のレイアウトやフォーマットでの出力を想定されておりますでしょうか。	「システムの更新」とは、導入したシステムが何らかの不具合によって、更新する必要があった場合の想定であり、円滑に新システムへ移行でき、かつ入場チェック端末と連携できればよいため、フォーマット等については、現時点で想定はありません。
48	別紙 1【オンラインチケット販売システムの要件】14 ページ 3 に記載のチケット取扱金額の精算および手数料の支払いについて、以下をご教示ください。 ① チケット取扱金額の支払先（精算主体）は高松市様との認識でよろしいでしょうか。 ② システム利用料等については、どの者からどの者へ支払う運用を想定されておりますでしょうか。 ③ 手数料の振込に係る振込手数料の負担者についてご教示ください。	①お見込みのとおりです。 ②高松市からシステム運用会社へ支払う想定です。 ③販売手数料を振り込む場合の振込手数料は高松市の負担となります。
49	別紙 2 の 16 ページ No.4 に記載の「日付によって変更することから、スケジュール機能によって、販売できるチケットの種類が変動できること。」について、設定方法は特定の日付または一定期間を指定する形式であれば要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

50	別紙 2 に記載の使用可能な決済ブランドについて、16～18 ページに記載されている決済ブランドに対応できれば要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。 また、記載されている決済ブランド以外の決済ブランドへの対応については、提案上の評価対象（加点要素）となりますでしょうか。	（前段） 別紙 2 に記載の内容は例示です。決済ブランドの種類を確認するためのもので、要件を満たす基準を提示したものではありません。 （後段） 決済ブランドの数、種類とバランスで評価されます。
51	別紙 2 17 ページに記載の「キャッシュレス決済に係る売上の取扱」について、以下をご教示ください。 ① チケット取扱金額の支払先（精算主体）は高松市様との認識でよろしいでしょうか。 ② システム利用料等については、どの者からどの者へ支払う運用を想定されていますでしょうか。 ③ 手数料の振込に係る振込手数料の負担者についてご教示ください。	本質問 No.48 の回答のとおりです。
52	別紙 2 18 ページに記載の「参考【現在のキャッシュレス決済状況】」について、記載の対応種別のすべてが 3.8% の決済手数料で現在運用されているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	実施要領 4 ページに記載の 8(2) 提出書類について、提出するものは「ア 提案書」と「イ 参考見積書」のみの認識でよろしいでしょうか。 機能要件確認書の提出は必要でしょうか。	機能要件を満たしているのか確認する必要がありますので、提出をお願いします。

54	実施要領 5 ページ(4)「オ」に記載の、「記載事項の順序は、仕様書に記載の項目順」とは具体的に何を指しますでしょうか。 実施要領 4 ページ 8(3)のア～カになりますか。	提案書の内容について、実施要領 8 (3) ア～カの内容を満たせば順序及び事項等について、制限はいたしません。 なお、実施要領 5 ページ 8 (4) オについては、削除します。
----	---	---